

子育て支援制度の解説

(注:本誌を読むための基本的な制度の内容を記載しています。実際に制度を利用するには詳細を確認してください。)

産前産後休業 (労働基準法第65条)

出産のための休業で、産前休業は6週間、産後休業は8週間です。産前休業は本人が請求した場合に事業主が与えなければならないものです。一方、産後休業は本人からの請求の有無にかかわらず就業させてはなりません。

育児時間 (労働基準法第67条)

1歳に満たない子を養育する女性が、休憩時間とは別に、1日2回それぞれ少なくとも30分請求できる子を育てるための時間です。本人から請求があった場合、事業主は育児時間を与えなければなりません。

育児休業 (育児・介護休業法第5条、6条)^(※)

1歳(一定の事情によっては1歳6ヵ月)に満たない子を養育するための休業です。男女労働者(一定要件を満たした期間雇用者も対象)が申し出た場合、事業主は拒否できません。

子の看護休暇 (育児・介護休業法第16条の2、3)^(※)

小学校就学前の子を養育する労働者が、1年に5日まで、病気やけがをした子の看護をするために申し出ることができる休暇です。申出があった場合、事業主は拒否できません。

勤務時間の短縮等の措置 (育児・介護休業法第23条)^(※)

事業主は、3歳までの子を養育する労働者に、次のような勤務時間の短縮等の措置を少なくとも一つは実施しなければなりません。

- ・短時間勤務の制度
- ・フレックスタイム制
- ・始業・終業時間の繰上げ・繰下げ
- ・所定外労働をさせない制度
- ・託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- ・育児休業の制度に準ずる措置

※育児・介護休業法は平成21年7月1日に改正(公布)されています。(公布日から1年以内に施行)

●育児休業

- ・父母がともに育児休業を取得する場合、子が1歳2ヵ月に達するまでの間に1年間育児休業が取得可能(パパ・ママ育休プラス)。また、父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合は、再度、育児休業を取得可能
- ・配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業を取得不可とすることができる制度を廃止

●勤務時間の短縮等

- ・3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けること、及び、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を義務化

●子の看護休暇

- ・休暇の取得日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日に制度を拡充